

## 意見書

### 【私たちしてきたこと】

- ・ 病児保育
  - 母親がベビーシッターであることから、熱を出すと保育所が預かってくれず、仕事を休みがちになることから、解雇等にも繋がってしまうことを知る
  - その経験から、施設を持たない「訪問型病児保育」を 2005 年からスタート
  - 首都圏 3000 世帯に病児保育を提供
  - 厚労省の病児保育（訪問型）事業のモデルとなりました
- ・ 小規模保育
  - 社員が待機児童問題で復帰できず！
  - これまでは **20 名以上**でなければ保育所として認められませんでした
  - 待機児童の **8 割は都市部**に集中
  - 土地のない都市部でピンポイントで出園するためには、これまでの大規模園だけでなく、**小規模保育サービス**が必要
  - 前内閣官房副長官に提案→厚労省で**試験的事業**がつけられました
  - 江東区を口説いて、待機児童のメッカで実現
  - 定員 9 名のところに 20 名近くが申し込み
  - 保育スタッフも「少人数に惹かれて」と大量に応募
  - うまくいったことから、内閣府待機児童対策特命チームに取り上げられ、「小規模認可保育所」として、「子ども・子育て支援法」で制度化。国策に。
  - 全国でおうち保育園のような小規模保育ができる時代に！

### 【今すぐできる、保育士不足解消案について】

- ・ 保育士不足がひどく、都内各所で 4 月開園ができない状態になっています
- ・ 抜本的には介護福祉士以下の給与水準を改善していく必要があります
- ・ ただ、今すぐでき、かつ効果的な案があります
- ・ それが、年 1 回（7 月）の保育士試験を、「通年化」していくことです

- ・ 現在、保育士試験は、大量の受験者を、大学等を借りて試験を受けさせていることから、年1回に限定せざるを得ない状態になっています
- ・ 年1回しか保育士を養成できないにも関わらず、認可保育所では100%保育士勤務を求めています。事業者が機動的に保育士を養成し、現場ニーズに伴って保育士を補充していくことはできない構造になっています
- ・ そこで、保育士試験を四半期に1回行う、少なくとも年2回行うことを提案します
- ・ これが可能になれば、例えば保育事業者が、実務経験や子育て経験等はあるが、資格をまだ取っていない人材を採用し、数ヶ月間で密度の濃い実習と座学の研修を行い、保育士を機動的に養成していくことが可能になります
  - 短期間で育成された保育士の質の問題に関しては、「今でも試験さえ受ければ保育士である」ということから、現状と変わりません
  - 上記の問題に関しては、保育士免許更新制を、試験の回数に関わらず導入していくことが有効であると言えます
- ・ 厚労省としては、国家試験資格というのは、受験料によってペイしなくてはいけないという原則があるとのことで、複数回にすると試験会場や受験生が2倍にならない等の理由で、財務省を説得できない、という返答を頂きました
- ・ 確かにご意見最もですので、上記課題に関しては
  - 保育士不足が深刻になる今後5年間に限定
  - 特区に限って予算を充当する
- ・ という対応ができてまいか、と考えます

#### 【100平米の壁問題】

- ・ 小規模保育を機動的に展開していくための阻害要因が、100平米の壁です
- ・ これは建築基準法137条の17で規定されているもので、100平米を超えると、住居を保育施設に用途変更しなくてはならなくなります
- ・ そうすると、マンション等集合住宅では、当該物件のみを用途変更しなくてはならず、オーナーがその手続きを嫌がり、結局その場所では小規模保育を行うことができなくなります

- ・ この、用途変更に関して、特区では以下の対応ができませんでしょうか
  - 用途変更の適用除外にする
  - それができない場合は、100 平米規定を 250 平米に拡張

[参照条文] 建築基準法施行令（建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途）

第 137 条の 17 法第 87 条第 1 項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第 3 号若しくは第 6 号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合又は第 7 号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合については、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 三 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等
- 四 ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 六 博物館、美術館、図書館
- 七 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
- 八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
- 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- 十 待合、料理店
- 十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

NPO 法人 全国小規模保育協議会  
認定 NPO 法人フローレンス  
代表理事 駒崎弘樹